

長野県環境影響評価条例新旧対照表

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第3条）</p> <p>第2章 技術指針（第4条）</p> <p>第3章 方法書の作成前の手続</p> <p> 第1節 配慮書（第4条の2—第4条の10）</p> <p> 第2節 第2種事業に係る判定（第5条）</p> <p>第4章 方法書（第6条—第11条）</p> <p>第5章 環境影響評価の実施等（第12条・第13条）</p> <p>第6章 準備書（第14条—第20条）</p> <p>第7章 評価書（第21条・第22条）</p> <p>第8章 対象事業の内容の修正等（第23条—第25条）</p> <p>第9章 評価書の公告及び縦覧後の手続（第26条—第32条）</p> <p>第10章 長野県環境影響評価技術委員会（第33条—第39条）</p> <p>第11章 法対象事業に係る手続（第40条・第41条）</p> <p>第12章 雑則（第42条—第48条）</p> <p>附則</p> <p> （技術指針）</p> <p>第4条 （略）</p> <p>2 技術指針には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p> (1) <u>次条に規定する計画段階配慮事項並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針</u></p> <p> (2)～(4) （略）</p> <p>3・4 （略）</p> <p> 第3章 方法書の作成前の手続</p> <p> 第1節 配慮書</p> <p> （計画段階配慮事項についての検討）</p> <p>第4条の2 <u>次に掲げる者（委託に係る事業にあつては、その委託をしよ</u> <u>うとする者。以下この節において「計画段階配慮事業者」という。）は、</u> <u>第1種事業、第2種事業又は法第2条第3項に規定する第2種事業（以</u> <u>下この節において「第1種事業等」という。）に係る計画の立案の段階</u> <u>において、当該第1種事業等が実施されるべき区域その他の規則で定め</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第3条）</p> <p>第2章 技術指針（第4条）</p> <p>第3章 準備書の作成前の手続</p> <p> 第1節 第2種事業に係る判定（第5条）</p> <p> 第2節 方法書の作成等（第6条—第11条）</p> <p> 第3節 環境影響評価の実施等（第12条・第13条）</p> <p>第4章 準備書（第14条—第20条）</p> <p>第5章 評価書（第21条・第22条）</p> <p>第6章 対象事業の内容の修正等（第23条—第25条）</p> <p>第7章 評価書の公告及び縦覧後の手続（第26条—第32条）</p> <p>第8章 長野県環境影響評価技術委員会（第33条—第39条）</p> <p>第9章 法対象事業に係る手続（第40条・第41条）</p> <p>第10章 雑則（第42条—第48条）</p> <p>附則</p> <p> （技術指針）</p> <p>第4条 （略）</p> <p>2 技術指針には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p> (1)～(3) （略）</p> <p>3・4 （略）</p> <p> 第3章 準備書の作成前の手続</p> <p> 第1節 第2種事業に係る判定</p>

る事項を決定するに当たっては、技術指針で定めるところにより、1又は2以上の当該第1種事業等の実施が想定される区域（次条第1項において「事業実施想定区域」という。）における当該第1種事業等に係る環境の保全のために配慮すべき事項（同項及び第4条の9第3項において「計画段階配慮事項」という。）についての検討を行わなければならない。

(1) 第1種事業を実施しようとする者

(2) 第2種事業を実施しようとする者（県、国、他の地方公共団体その他規則で定める者（第4号において「県等」という。）に限る。）

(3) 法第2条第3項に規定する第2種事業（法第3条の10第1項の規定による通知がなされたものを除く。次号及び第46条において同じ。）のうち、第1種事業に相当する事業として規則で定めるものを実施しようとする者

(4) 法第2条第3項に規定する第2種事業のうち、第2種事業に相当する事業として規則で定めるものを実施しようとする者（県等に限る。）
（配慮書の作成）

第4条の3 計画段階配慮事業者は、計画段階配慮事項についての検討を行った結果について、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）を作成しなければならない。

(1) 計画段階配慮事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 第1種事業等の目的及び内容

(3) 事業実施想定区域及びその周囲の概況

(4) 計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果を取りまとめたもの

(5) その他規則で定める事項

2 相互に関連する2以上の第1種事業等を実施しようとする場合は、当該第1種事業等に係る計画段階配慮事業者は、これらの第1種事業等について、併せて配慮書を作成することができる。

（配慮書の送付）

第4条の4 計画段階配慮事業者は、配慮書を作成したときは、知事及び規則で定めるところにより第1種事業等に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町村長に対し、配慮書及びこれを要約した書類（次条において「要約書」という。）を送付しなければならない。

ない。

(配慮書の公告等)

第4条の5 知事は、前条の配慮書及び要約書の送付を受けたときは、配慮書及び要約書をインターネットの利用その他の方法により公表するとともに、配慮書及び要約書の送付を受けた旨その他規則で定める事項を公告し、配慮書及び要約書を公告の日から起算して1月間縦覧に供するものとする。

(配慮書についての意見書の提出)

第4条の6 配慮書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、前条の縦覧期間内に、計画段階配慮事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

2 前項の意見書の提出に関し必要な事項は、規則で定める。

(配慮書についての意見書の写しの送付)

第4条の7 計画段階配慮事業者は、前条第1項の期間を経過した後、知事及び第4条の4に規定する地域を管轄する市町村長に対し、同項の意見書の写し（同項の意見書の提出がなかったときは、その旨を記載した書類。次条第1項において同じ。）を送付しなければならない。

(配慮書についての知事の意見)

第4条の8 知事は、前条の意見書の写しの送付を受けたときは、規則で定める期間内に、計画段階配慮事業者に対し、配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

2 前項の場合において、知事は、期間を指定して、配慮書について前条に規定する市町村長の環境の保全の見地からの意見を求めるものとする。

3 第1項の場合において、知事は、配慮書について長野県環境影響評価技術委員会の意見を聴くものとする。

4 第1項の場合において、知事は、前2項の意見を勘案するとともに、第4条の6第1項の意見に配慮するものとする。

5 知事は、第1項の規定により意見を述べたときは、同項の書面の写しを第2項に規定する市町村長に送付するとともに、当該意見及び同項の意見をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(第1種事業等の廃止等)

第4条の9 計画段階配慮事業者は、第4条の5の規定による公告が行われてから第8条の規定による公告が行われるまでの間において、次の各

号のいずれかに該当することとなった場合には、知事にその旨を通知しなければならない。

(1) 第1種事業等を実施しないこととしたとき。

(2) 第4条の3第1項第2号に掲げる事項を修正した場合において当該修正後の事業が第1種事業等に該当しないこととなったとき。

(3) 第1種事業等の実施を他の者に引き継いだとき。

2 知事は、前項の規定による通知を受けたときは、その旨を公告するものとする。

3 第1項第3号の場合において、当該引継ぎ後の事業が第1種事業等であるときは、前項の規定による公告の日以前に当該引継ぎ前の計画段階配慮事業者が行った計画段階配慮事項についての検討その他の手続は新たに計画段階配慮事業者となった者が行ったものとみなし、当該引継ぎ前の計画段階配慮事業者について行われた計画段階配慮事項についての検討その他の手続は新たに計画段階配慮事業者となった者について行われたものとみなす。

(計画段階配慮事業者以外の者が実施する事業に係る環境の保全のために配慮すべき事項についての検討)

第4条の10 次に掲げる者（委託に係る事業にあつては、その委託をしようとする者）は、第2種事業又は法第2条第3項に規定する第2種事業に係る計画の立案の段階において、当該事業が実施されるべき区域その他の規則で定める事項を決定するに当たっては、1又は2以上の当該事業の実施が想定される区域における当該事業に係る環境の保全のために配慮すべき事項についての検討その他の手続を行うよう努めなければならない。

(1) 第2種事業を実施しようとする者（第4条の2第2号に掲げる者を除く。）

(2) 第4条の2第4号に規定する事業を実施しようとする者（同号に掲げる者を除く。）

2 前項の規定により同項に規定する手続を行う者については、計画段階配慮事業者とみなし、第4条の2から前条までの規定を適用する。

第2節 第2種事業に係る判定

第4章 方法書

(方法書の作成)

第2節 方法書の作成等

(方法書の作成)

第6条 事業者は、配慮書を作成しているときはその配慮書の内容を踏まえるとともに、第4条の8第1項の意見が述べられたときはこれを勘案し、第4条の6第1項の意見に配意して、第4条の2の第1種事業等が実施されるべき区域その他の規則で定める事項を決定し、対象事業に係る環境影響評価を行う方法（調査、予測及び評価に係るものに限る。）について、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項（配慮書を作成していない場合においては、第4号から第7号までに掲げる事項を除く。）を記載した環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 第4条の3第1項第4号に掲げる事項

(5) 第4条の6第1項の意見の概要

(6) 第4条の8第1項の知事の意見

(7) 前2号の意見についての事業者の見解

(8) (略)

(9) その他規則で定める事項

2 (略)

(方法書についての知事の意見)

第11条 (略)

2～4 (略)

5 第1項の場合において、知事は、事業者が配慮書を作成しているときは、同項の意見を速やかに述べるよう努めるものとする。

6 (略)

第5章 環境影響評価の実施等

(環境影響評価の項目等の選定)

第12条 事業者は、前条第1項の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、第9条第1項の意見に配意して第6条第1項第8号に掲げる事項に検討を加え、技術指針で定めるところにより、対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定しなければならない。

第6章 準備書

(準備書の作成)

第14条 事業者は、前条の規定により対象事業に係る環境影響評価を行った後、当該環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を聴くための

第6条 事業者は、対象事業に係る環境影響評価を行う方法（調査、予測及び評価に係るものに限る。）について、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) (略)

2 (略)

(方法書についての知事の意見)

第11条 (略)

2～4 (略)

5 (略)

第3節 環境影響評価の実施等

(環境影響評価の項目等の選定)

第12条 事業者は、前条第1項の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、第9条第1項の意見に配意して第6条第1項第4号に掲げる事項に検討を加え、技術指針で定めるところにより、対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定しなければならない。

第4章 準備書

(準備書の作成)

第14条 事業者は、前条の規定により対象事業に係る環境影響評価を行った後、当該環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を聴くための

準備として、規則で定めるところにより、当該結果に係る次の各号に掲げる事項を記載した環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成しなければならない。

- (1) 第6条第1項第1号から第7号までに掲げる事項
- (2)～(7) (略)
- (8) その他規則で定める事項

2 (略)

(準備書についての知事の意見)

第20条 (略)

2～4 (略)

5 第11条第4項及び第6項の規定は、第1項の規定により知事が準備書について意見を述べる場合について準用する。この場合において、同条第4項中「前2項」とあるのは「第20条第2項及び第3項」と、「第9条第1項の意見」とあるのは「第18条第1項の意見、第19条の事業者の見解及び第20条第4項の公聴会において述べられた意見」と、同条第6項中「第2項に規定する市町村長」とあるのは「関係市町村長」と、「同項の意見」とあるのは「第20条第2項の意見」と読み替えるものとする。

第7章～第11章 (略)

(法対象事業に係る手続)

第40条 第30条の2から第32条まで、第42条及び第43条(第1項第1号を除く。)の規定は、法第2条第4項に規定する対象事業について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

左欄	中欄	右欄
(略)	(略)	(略)
第43条第1項第3号	配慮書、方法書、準備書、 <u>評価書</u>	配慮書
	第31条第1項	第40条第1項において準用する第31条第1項
(略)	(略)	(略)

2～9 (略)

10 法第10条第1項の場合において、知事は、法第2条第5項に規定する事業者が配慮書を作成しているときは、法第10条第1項の意見を速やかに述べる

準備として、規則で定めるところにより、当該結果に係る次の各号に掲げる事項を記載した環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成しなければならない。

- (1) 第6条第1項第1号から第3号までに掲げる事項
- (2)～(7) (略)

2 (略)

(準備書についての知事の意見)

第20条 (略)

2～4 (略)

5 第11条第4項及び第5項の規定は、第1項の規定により知事が準備書について意見を述べる場合について準用する。この場合において、同条第4項中「前2項」とあるのは「第20条第2項及び第3項」と、「第9条第1項の意見」とあるのは「第18条第1項の意見、第19条の事業者の見解及び第20条第4項の公聴会において述べられた意見」と、同条第5項中「第2項に規定する市町村長」とあるのは「関係市町村長」と、「同項の意見」とあるのは「第20条第2項の意見」と読み替えるものとする。

第5章～第9章 (略)

(法対象事業に係る手続)

第40条 第30条の2から第32条まで、第42条及び第43条(第1項第1号を除く。)の規定は、法第2条第4項に規定する対象事業について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

左欄	中欄	右欄
(略)	(略)	(略)
第43条第1項第3号	<u>方法書、準備書、評価書、事後調査計画書</u>	事後調査計画書
	第31条第1項	第40条第1項において準用する第31条第1項
(略)	(略)	(略)

2～9 (略)

よう努めるものとする。

11～16 (略)

第12章 (略)

(勧告及び公表)

第43条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1)・(2) (略)

(3) 配慮書、方法書、準備書、評価書、事後調査計画書、事後調査報告書、第31条第1項の報告書又は施工状況等報告書に虚偽の事項を記載して送付した者

(4)・(5) (略)

2 (略)

(都市計画法の適用を受ける事業に関する特例)

第46条 第1種事業、第2種事業若しくは法第2条第3項に規定する第2種事業が都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第7項に規定する市街地開発事業として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該事業又は第1種事業、第2種事業若しくは法第2条第3項に規定する第2種事業に係る施設が同条第5項に規定する都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る事業についての環境影響評価その他の手続については、規則で定める。

10～15 (略)

第10章 (略)

(勧告及び公表)

第43条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1)・(2) (略)

(3) 方法書、準備書、評価書、事後調査計画書、事後調査報告書、第31条第1項の報告書又は施工状況等報告書に虚偽の事項を記載して送付した者

(4)・(5) (略)

2 (略)

(都市計画法の適用を受ける事業に関する特例)

第46条 第1種事業若しくは第2種事業が都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第7項に規定する市街地開発事業として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該事業又は第1種事業若しくは第2種事業に係る施設が同条第5項に規定する都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る事業についての環境影響評価その他の手続については、規則で定める。